

墓地管理料に関するご質問にお答えします。

問1 墓地管理料はどのような経費に使われるのですか？

答 快適にお墓参りをさせていただくために、ご負担いただいた墓地管理料は、清掃、樹木の管理、破損や水たまりができていない園路の舗装、老朽化したトイレの改修、火つけ石の設置など、霊園の共用部分の維持管理経費に使われます。



問2 どうして墓地管理料を負担することになったのですか？

答 平成24年の導入前は、墓地の管理については、清掃、樹木の管理などの費用について、市が負担してきたところですが、限られた財源では、快適にお墓参りをさせていただくための環境を整えることが難しくなってきたことから、継続して安定したサービスを提供するために、墓地使用者の方々に一定の費用のご負担をお願いすることといたしました。

問3 他の公営墓地や民間墓地では、墓地管理料を徴収しているのですか？

答 既に多くの自治体や民間墓地においても、快適にお墓参りをさせていただくための環境を整えるという考え方のもと、使用者の皆様にご負担いただき、霊園の維持管理にあてています。

問4 墓地の維持管理に年間どのくらい経費がかかっているのですか？

【答】 毎年、清掃、樹木の管理、園路の修繕及び作業員の人件費など、霊園の維持管理経費として、約1億1,500万円かかっています。

この中には、事務職員の人件費、大規模な改修などは含まれておりません。

問5 墓地管理料の金額は、どのようにして算出したのですか？



【答】 墓地管理料は、今後5年間に必要とする維持管理経費の年平均額、1億8,440万円を墓地区画数(39,821区画)で割り返し、これに消費税を掛けて得た額により、当初の金額4,800円を算出しました。

管理料の算出方法

$1億8,440万円 \div 39,821区画 \times 1.05 \doteq 4,800円$

平成26年4月1日消費税率等改定により

$4,800円 \times 108 \div 105 \doteq 4,930円$ (10円未満切り捨て)

令和元年10月1日消費税率等改定により

$4,930円 \times 110 \div 108 \doteq 5,020円$ (10円未満切り捨て)

経費の内訳は、快適にお墓参りをさせていただくため、清掃や樹木の管理などの回数を増やす他、今まで行うことができなかった高木の剪定、作業員の人件費などの経費として1億4,893万円、このほか新たに多目的トイレ等の整備費用や通信運搬費等3,547万円を計上して算出いたしました。

なお、消費税率改定に伴い改定を行っており、令和元年10月より5,020円となります。

問6 永代使用料と墓地管理料の違いは？

【答】 永代使用料とは、墓地の使用許可を受ける際に納めていただくもので、用地取得費、造成費などから算出しております。個人が墓地の区画をお使いいただくため

のものです。

一方、墓地管理料は、霊園の共用部分に係る清掃、樹木の管理、園路舗装等の小規模修繕や作業員の人件費などの維持管理に必要な費用について、墓地使用者にご負担をお願いするものです。

問7 墓地管理料を払わなかった場合に罰則等はあるのですか？

答 墓地管理料を払わない方に対しては、他の公共料金と同じように、督促や催告の手続きをいたします。それにもかかわらず、3年間、支払いを滞納された場合には、聴聞等の手続きを経て、墓地の使用許可の取り消しができることとなっています。

問8 桜木霊園と平和公園は、なぜ、同じ料金なのですか？

答 桜木霊園、平和公園ともに、霊園の清掃、植栽管理や園路の舗装等の修繕など、提供するサービスに大きな違いはないことから、統一した料金としています。

問9 平和公園は公園なので、市が管理費を払うべきではないのですか？



答 「公園」という名前はついていますが、平和公園は、昭和46年に「墓園」として都市計画決定され、今日まで「墓園」として計画的に整備を進めてきたところ です。

霊園の施設基準を定めている条例等で、通路や一定の緑地の確保が義務付けられていることから、芝生や墓地外周部などの緑地部分についても、霊園の施設として一括管理しています。

問10 散歩やボール遊びなどで、霊園を利用している人たちからも料金をとるべきではないのですか？

答 墓地管理料は、快適にお墓参りをしていただくための環境を整えることを目的に、墓地の永代使用を許可されている皆様から、共用部分に係る維持管理費用をご負担いただくものであり、散歩やボール遊びなど、一時的に利用する方から料金をいただくことは困難です。

問11 今後も墓地管理料の見直しはあるのですか？

答 墓地管理料導入から5年後毎に、必要に応じQ5の考え方にに基づき見直しを行ってまいります。

問12 減免（管理料の免除）はありますか？

答 ①「墓地使用者が生活保護または中国残留邦人等支援給付を受給している場合」、②「世帯全員が住民税（市民税・県民税）について非課税である場合」は減免の対象となります。詳しくは例年5月末にお送りする「墓地管理料のしおり」をご参照いただくか、ご利用の霊園の管理事務所にお問い合わせください。